

災害救助法が
適用された災害も
対象です！

- ・ 自然災害
- ・ 新型コロナウイルス感染症
- ・ 原油価格・物価高騰

等による影響を受けた
林業・木材産業の事業者の
資金繰りをお手伝いします！

林業・木材産業 災害復旧対策保証



※保証については一定の審査があります。

お気軽にご相談ください

独立行政法人 農林漁業信用基金
電話 03-3434-7825 (林業信用保証管理部)

〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1
愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階
<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>



ご利用条件について(必ずお読みください)

災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害又は林野庁長官の指定する災害により被害を受けた方

①自然災害等の場合

【被災林業者等】

・事業用資産等が被災した方

なお、特定非常災害により直接被害を受けられた方(特定非常災害被災者)は、次(※)についても併せて満たす方が対象です。

(※被災原因となった災害が、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき特定非常災害に指定されていること

*特定非常災害 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hourei/tokubetsu_houritsu.html)

【間接被災者】

・原則として、被災した取引先に係る売上高等の合計が総売上高等の概ね20%以上を占める事業者であって、当該災害の影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して概ね20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して概ね20%以上減少することが見込まれる方

②新型コロナウイルス感染症又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響の場合

【被災林業者等】

・新型コロナウイルス感染症に従業員が罹患する等の直接的な影響により被害を受けた方

【間接被災者】

・新型コロナウイルス感染症による影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる方

・新型コロナウイルス感染症又は原油価格・物価高騰等による影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少することが見込まれる方

・原油価格・物価高騰等により、製品の製造若しくは加工に係る売上原価又は役務の提供に係る役務原価のうち15%以上を占める資材等(原材料、燃料等の製品等に必要なものをいう。)の仕入価格が15%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格(加工賃を含む。)の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高等に占める資材等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高等に占める資材等の仕入価格の割合を上回っている方

保証要件

対象業種・資金

○造林・育林 ○素材生産 ○木材・木製品製造 ○林業種苗生産
○薪炭生産 ○きのこ生産 ○木材卸売等 ○木材製品利用

・被災林業者等の復旧及び資金繰り安定化のために必要な運転資金・設備資金
・間接被災者の資金繰り安定化のために必要な運転資金

保証割合

80%または100% (該当する保証要件によって異なります。)

保証限度額

8千万円(一被保証者当たりの限度額)

保証期間

運転資金:5年以内(長期運転資金の場合は7年以内)、設備資金:15年以内

返済方法

一括返済/分割返済 ※長期資金は分割弁済とします。(返済据置期間2年以内)

保証料

0.20%~1.80% 林野庁長官の指定する災害に限り、最大で5年間保証料を免除することができます。

貸付利率

融資機関所定の利率

保証人

連帯保証人は原則1名以上(組合又は会社の場合は、代表者を含む。)とします。
ただし、特定非常災害被災者に限り、**連帯保証人を立てることを免除**することができます。

担保

設備資金 原則として、融資対象物件を徴求します。
運転資金 原則として、利用者の財務状況等に応じて徴求します。
ただし、特定非常災害被災者に限り、**物的担保の徴求を免除**することができます。

出資金

保証額に応じた出資金が必要です。(完済後、ご請求により払戻しいたします。)
ただし、特定非常災害被災者の方については以下のとおりです。
(・新たに林業信用保証をご利用になる方は、**1万円**
・既に林業信用保証をご利用中の方は、追加出資は**不要**)

保証申込期間

原則として、当該災害の発生した年度の翌年度末まで。
ただし、当該災害が新型コロナウイルス感染症又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等による影響の場合(上記保証要件の②)は、令和6年12月31日まで。

申込窓口

お近くの取扱い金融機関へ直接お申込みください。
<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/jigyousya/default202306061010.files/rin-yuushikikkan.pdf>